

事務事業の見直しの視点・方向性 (令和6年4月)

地方公共団体は、行政運営にあたって、常に組織及び運営の合理化に努め、最少の経費で最大の効果をあげる責務がある。行政需要が多様化・複雑化する中で、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用し、全体として市民サービスの確保・向上をはかるため、事業の効果を最大限に高められるよう、事務事業の見直しに取り組んでいく必要がある。

そのため本市では、内部管理事務や事務事業の見直し等を検討する際の着眼点とそれに対応する見直しの方向性を示すことにより、予算編成その他様々な視点による事務事業の見直しを行うにあたっての指針として活用するものである。

1 内部管理事務等の見直し

市民生活に直接影響を及ぼさない行政内部の事務における経費等について徹底した見直しを行う。

【視点・方向性】

① 内部管理事務経費、施設の維持管理経費等や職員を対象とした事務事業の見直し

- ・ 内部管理事務経費や施設の維持管理経費等については、最低限必要なものを除き、事務事業の計画的な執行等により削減するとともに、職員を対象とした事務事業は法令等により実施が義務づけられているものを除き、休廃止及び削減を検討する。
- ・ 書面や対面等により行っている内部管理事務について、紙やデジタルによる処理が混在するのではなく、業務を一貫してデジタルで完結させる仕事の進め方へのシフトを進める。
- ・ 内部管理事務のアウトソーシングやA I ・ R P A ・ ノーコードローコードツールの活用等行政のD Xを進めることにより個別業務の効率化を図る。
- ・ 部門やシステムごとの個別最適化に陥ることなく、全組織・全職員が同じ方向を見据えて一体となり、全体最適の視点から業務全体の変革に取り組む。
- ・ 情報システムについては、標準化・共通化により、業務や関連するシステム・インフラの統合的な整備を進める。

②業務執行体制の効率化

- ・業務の自動化・省力化等により職員が真に注力すべき業務に集中できる環境づくりを進めるなど業務の変革を図り、より必要な業務に人員をシフトしていくとともに、設置目的・役割を果たした組織の統廃合や会計年度任用職員の活用等により、一層の業務執行体制の効率化を図る。

③契約全般の見直し

- ・「競争性のある契約の推進のために」に基づく競争性の確保、材質等の仕様や入札条件の精査、多数の業者からの見積もり合わせ、調達の集約一元化等により、契約価格を引き下げるとともに、それを前提とした予算額の見直しを行う。

2 事務事業の見直し

限られた行政資源を有効かつ効率的に活用し、全体としての市民サービスの確保・向上をはかるため、施策実現の手段である事業については、施策実現への効果等の観点から点検・検討して、事業の効果を最大限に高められるよう、必要な見直しを行う。

【方向性】

- ◆事業は施策推進の手段であることから、行政資源を有効かつ効率的に活用して施策を推進するために、事業の受益者の利害にとらわれず、必要な見直しを行う
- ◆将来的に財政負担の増大が見込まれる事業については、将来にわたって持続可能な制度への転換を図る
- ◆行政需要が多様化・複雑化する中で、これまで市が担ってきた分野であっても、市が引き続きサービスを担うべきか否か、また、適正なサービス水準や受益者負担等について検討する
- ◆「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本とし、市の関与が必要な場合であっても、サービスの提供主体は民間活力の導入を検討するなど、効率的な事業の実施につとめる
- ◆民間の有するノウハウを有効に活用し、市民サービスの向上をはかるため、公民連携を推進するなど、効果的な事業の実施につとめる
- ◆業務のフローを見直すなどにより、DX や公民連携の推進など、時代に即した手法の活用を進める
- ◆デジタル技術を積極的に活用し、事務事業の効率化や市民サービスの利便性の向上をはかるとともに、利用者の視点に立った見直しを進める
- ◆人による目視での確認や書面での掲示といったデジタル化を妨げるおそれのあるアナログ的な規制を見直すとともに、行政手続のデジタル化を進める

(1) 必要性・実施主体の検討

＜真に必要なサービスか、市が関与しなければならないか＞

【視点】

- ① 開始当初の目的・意義が失われた事務事業
- ② 事業の目的が達成された事務事業
- ③ 施策実現への効果が薄くなっている事務事業
- ④ 対象者・事業量が減少している事務事業
- ⑤ 長期間進捗が見られない事務事業
- ⑥ 対象が少数に限定されている事務事業
- ⑦ 事業継続の必要性が低くなっている事務事業
- ⑧ 市内部における局内・局間での重複・類似事務事業
- ⑨ 国・県等との重複・類似事務事業
- ⑩ 民間事業者・NPO 等との重複・類似事務事業

(2) サービス提供手法等の検討

＜市が直接実施しなければならないか、より効率的・効果的な実施方法はないか＞

【視点】

- ① 委託化により経費節減が可能な事務事業
- ② 地域・企業等の協力により市民や民間の力を活用できる事務事業
- ③ 省力化・執行上の工夫により経費縮減が可能な事務事業
- ④ よりコストの低いサービス提供手法が想定される事務事業
- ⑤ 行政手続のオンライン化などにより、利用者のニーズや状況に応じて、利用場所や手段の選択を可能にすることで、市民サービスの利便性の向上・効率化が期待される事務事業

(3) サービスの水準と受益者負担の検討

＜過剰なサービスとなっていないか、利用者が固定化されていないか＞

【視点】

- ① 他都市等との均衡
- ② 費用対効果の検証
- ③ 国・県等の上乗せ・横出し事業の目的と効果の検証
- ④ 対象者・受益者が限定・固定化されている事業
- ⑤ 適正な所得制限
- ⑥ 適正な受益者負担

(4) 事業の持続可能性の検討

＜将来にわたってサービスが維持できるか＞

【視点】

- ① 将来的な財政負担の増大が見込まれる事務事業
- ② 適正な資産の保有量を検討すべき事務事業

3 公の施設等の見直し

公の施設等についても事務事業と同様の視点により市の関与の必要性や実施主体の妥当性等を検証し、市の関与の必要性が低下した公の施設等は休廃止など抜本的な見直しを行う。

また、市の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体等については、「名古屋市PPP/PFI手法導入優先的検討指針」に基づきPPP/PFI手法を導入するなど、民間活力の積極的な導入を検討・実施するとともに、アセットマネジメント（資産経営）の観点から、施設の再編や再配置についても検討する。

【方向性】

- ◆「公的関与のあり方に関する点検指針」の「関与の範囲」「関与の妥当性」を踏まえ、休廃止・民営化等の見直しを検討する
- ◆休廃止・民営化等を令和6年度に実施できないものでも、見直しまでの計画の策定に努める
- ◆平成26年度に実施した「公の施設等における民間活力活用の総点検」の対象施設は、点検を踏まえた取組方針に基づき、より効率的・効果的な管理運営となるよう、引き続き民間活力活用の推進を図るものとする

【視点】

- ① 将来の社会情勢も見据えた目的達成の手段としての施設の必要性の検証
- ② 国・県・民間との重複・類似施設
- ③ 本市施設での重複・類似施設
- ④ 他都市の状況
- ⑤ 指定管理者制度その他のPPP/PFI手法の導入
- ⑥ 「公の施設にかかる使用料の設定基準」に基づく検証

4 外郭団体に関する見直し

「外郭団体のあり方」に基づき、外郭団体の自主的・自立的な経営改善を促進するとともに、公益性の程度及び援助の必要性を厳格に確認し、本市財政支出の削減に努める。

【視点】

- ① 外郭団体に対する支出の見直し
- ② 公益社団・財団法人を含む派遣職員の見直し

5 歳入の確保

引き続き、未利用資産の売却や貸付に努めるとともに、保有資産の有効活用にあたっては民間の視点・提案を取り入れるなど、あらゆる方法で歳入確保に努める。

【方向性】

- ◆ 不用土地等については、民間への売却により、売却代金収入のみならず、将来の固定資産税収の増加や、企業活動・地域の活性化に寄与することも期待できることから、積極的に売却を進める
- ◆ 公共施設の統廃合や移転改築の跡地については、全庁的な利用調整を行い、利用予定がない場合には原則として売却する
- ◆ 未利用地や未利用スペースの貸し付け等による貸付料収入の確保、広告掲出による広告料の確保等に努める
- ◆ 負担の公平性を確保するためにも、市債権の管理を適切に行い、未収金の効率的かつ効果的な圧縮に取り組む

【視点】

- ① 不用土地等の売却
- ② 未利用地・未利用スペースの貸付等による貸付料収入の確保
- ③ ネーミングライツの導入及び広告収入の拡大
- ④ 債権回収の強化等による債権管理の適正化

6 公営企業等の経営努力

市全体の現下の情勢を踏まえ、公営企業等においても上記1～5等に基づく経営努力により、一般会計からの繰出金の削減に努める。